

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三条まで（現行のとおり）</p> <p>（路地状敷地の建築制限）</p> <p>第三条の二 前条第一項に規定する敷地で路地状部分の幅員が四メートル未満のものには、階数（主要構造部が耐火構造の地階を除く。第七条において同じ。）が三（耐火建築物、準耐火建築物又は壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備（令第三百三十六条の二第一号イの外壁開口部設備をいう。以下同じ。）について知事が定めた構造方法を用いる建築物の場合は、四）以上の建築物を建築してはならない。</p> <p>第四条から第六条の二まで（現行のとおり）</p> <p>（三階以上の階に設ける居室）</p> <p>第七条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 階数が三の建築物で、延べ面積が五百平方メートル以下であり、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備について知事が定めた構造方法を用いるもの</p> <p>第七条の二（現行のとおり）</p> <p>（建築物の構造）</p> <p>第七条の三（現行のとおり）</p> <p>2 前項の規定により知事が指定する区域の準防火地域内においては、延</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三条まで（略）</p> <p>（路地状敷地の建築制限）</p> <p>第三条の二 前条第一項に規定する敷地で路地状部分の幅員が四メートル未満のものには、階数（主要構造部が耐火構造の地階を除く。第七条第一項において同じ。）が三（耐火建築物、準耐火建築物又は令第三百三十六条の二に定める技術的基準に適合する建築物の場合は、四）以上の建築物を建築してはならない。</p> <p>第四条から第六条の二まで（略）</p> <p>（三階以上の階に設ける居室）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 階数が三の建築物で、延べ面積が五百平方メートル以下であり、かつ、令第三百三十六条の二に定める技術的基準に適合するもの</p> <p>第七条の二（略）</p> <p>（建築物の構造）</p> <p>第七条の三（略）</p> <p>2 前項の規定により知事が指定する区域の準防火地域内においては、延</p>

べ面積が五百平方メートルを超える建築物は耐火建築物又は壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備が令第三百三十六条の二第一号イ若しくはロに定める技術的基準に適合するもので、法第六十一条の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものとし、その他の建築物は耐火建築物、準耐火建築物又は壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備が令第三百三十六条の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ若しくは第五号に定める技術的基準に適合するもので、法第六十一条の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、門又は塀で、高さ二メートル以下のもの又は建築物（木造建築物等を除く。）に附属するものについては、この限りでない。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

3 (現行のとおり)

4 法第三条第二項の規定により第二項の規定の適用を受けない建築物の大規模の修繕、大規模の模様替又は用途を変更する場合には、

べ面積が五百平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物、準耐火建築物又は令第三百三十六条の二に規定する技術的基準に適合する建築物としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

一 延べ面積が五十平方メートル以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの

二 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの

三 高さ二メートルを超える門又は塀で不燃材料で造り、又は覆われたもの

四 高さ二メートル以下の門又は塀

3 (略)

4 法第三条第二項の規定により第二項の規定の適用を受けない建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合には、同項の規定

同項の規定は適用しない。

5 及び 6 (現行のとおり)

(直通階段からの避難経路)

第八条 法又はこの条例の規定により主要構造部を耐火構造としなければならない建築物で、地階又は三階以上の階に居室を有するものは、避難階における直通階段から屋外への出口に至る経路のうち屋内の部分(以下この項及び次項において「避難階の屋内避難経路」という。)を、道路まで有効に避難できるように、屋内の他の部分と耐火構造の壁又は法第二条第九号のニロに定める防火設備で令第百十二条第十八項第二号に定めるもので区画しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する建築物の部分については、この限りでない。

- 一 直通階段(令第百十二条第十項ただし書に該当するものに限る。)に接続する避難階の屋内避難経路
- 二 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 法若しくはこの条例の規定により主要構造部を準耐火構造としなければならない建築物又は壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備が令第百三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに定める技術的基準に適合する建築物であつて、法第六十一条の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもので、地階又は三階以上の階に居室を有するものについては、前二項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「耐火構造の」とあるのは、「準耐火構造の」と読み替えるものとする。

は適用しない。

5 及び 6 (略)

(直通階段からの避難経路)

第八条 法又はこの条例の規定により主要構造部を耐火構造としなければならない建築物で、地階又は三階以上の階に居室を有するものは、避難階における直通階段から屋外への出口に至る経路のうち屋内の部分(以下この項及び次項において「避難階の屋内避難経路」という。)を、道路まで有効に避難できるように、屋内の他の部分と耐火構造の壁又は法第二条第九号のニロに定める防火設備で令第百十二条第十三項第二号に定めるもので区画しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する建築物の部分については、この限りでない。

- 一 直通階段(令第百十二条第九項ただし書に該当するものに限る。)に接続する避難階の屋内避難経路
- 二 (略)

2 (略)

3 法又はこの条例の規定により主要構造部を準耐火構造としなければならない建築物で、地階又は三階以上の階に居室を有するものについては、前二項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「耐火構造の」とあるのは、「準耐火構造の」と読み替えるものとする。

第八条の二 (現行のとおり)

(一定の複数建築物に対する制限の特例)

第八条の三 法第八十六条第一項から第四項まで又は法第八十六条の二第一項から第三項までの規定により認定又は許可を受けた建築物に対する第二条から第五条まで、第十条から第十条の三まで(第三十二条第二項において準用する場合を含む)、第十条の四第一項第一号及び第三号並びに同条第四項、第十七条(第七十三条第一項において準用する場合を含む)、第十九条第一項第二号並びに同条第二項及び第三項(第三十七条又は第七十三条第一項において準用する場合を含む)、第二十一条、第二十三条、第二十七条(第三十二条第二項において準用する場合を含む)、第二十八条(第三十二条第二項において準用する場合を含む)、第三十一条第四号、第三十二条第一項、第四十一条、第四十六条第一項第二号並びに同条第二項及び第三項並びに第五十条第二項の規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

(一定の複数建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)

第八条の四 ~~第十条の五第一項、第二十九条、第三十八条第一項及び第五十一条第一号の規定の適用において、法第八十六条の四の規定により耐火建築物とみなされた建築物又は令第三百三十六条の二第一号に規定する建築物で、主要構造部が同号イに定める技術的基準に適合し、かつ、外壁開口部設備が同号イただし書に該当するものは耐火建築物と、法第八十六条の四の規定により準耐火建築物とみなされた建築物又は令第三百三十六条の二第二号に規定する建築物で、主要構造部が同号イに定め~~

第八条の二 (略)

(一定の複数建築物に対する制限の特例)

第八条の三 法第八十六条第一項から第四項まで又は法第八十六条の二第一項から第三項までの規定により認定又は許可を受けた建築物に対する第二条から第五条まで、第十条から第十条の三まで(第三十二条第二項において準用する場合を含む)、第十条の四第一項第一号及び第三号並びに同条第三項、第十七条(第七十三条第一項において準用する場合を含む)、第十九条第一項第二号並びに同条第二項及び第三項(第三十七条又は第七十三条第一項において準用する場合を含む)、第二十一条、第二十三条、第二十七条(第三十二条第二項において準用する場合を含む)、第二十八条(第三十二条第二項において準用する場合を含む)、第三十一条第四号、第三十二条第一項、第四十一条、第四十六条第一項第二号並びに同条第二項及び第三項並びに第五十条第二項の規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

(一定の複数建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)

第八条の四 ~~第十条の五、第二十九条、第三十八条及び第五十一条第一号の規定の適用において、法第八十六条の四の規定により耐火建築物とみなされた建築物は耐火建築物と、準耐火建築物とみなされた建築物は準耐火建築物とみなす。~~

る技術的基準に適合し、かつ、外壁開口部設備が同条第一号イただし書に該当するものは準耐火建築物とみなす。

第八条の五 (現行のとおり)

(全館避難安全性能を有する建築物に対する適用の除外)

第八条の六 令第二百二十九条の二第三項に定める全館避難安全性能を有する建築物については、第八条、第十条の四第一項、第十条の四の二、第十一条、第四十五条第一号及び第二号、第四十六条第一項第三号及び第四号、第五十条第二項並びに第五十一条第二号から第四号までの規定は、適用しない。

第八条の六の二から第八条の十八まで (現行のとおり)

(適用の除外)

第八条の十九 (現行のとおり)

(削除)

第九条から第十条の三まで (現行のとおり)

(避難階における直通階段からの出口等)

第十条の四 (現行のとおり)

一 及び二 (現行のとおり)

三 道路に避難上有効に通ずる屋外に十分に開放された幅員二メートル以上の通路 (第四項において「屋外避難通路」という。)

2 前項に規定する特殊建築物で、階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のものに設ける同項第二号の廊下その他の通路の区画について

第八条の五 (略)

(全館避難安全性能を有する建築物に対する適用の除外)

第八条の六 令第二百二十九条の二第三項に定める全館避難安全性能を有する建築物については、第八条、第十条の四第一項、第十一条、第四十五条第一号及び第二号、第四十六条第一項第三号及び第四号、第五十条第二項並びに第五十一条第二号から第四号までの規定は、適用しない。

第八条の六の二から第八条の十八まで (略)

(適用の除外)

第八条の十九 (略)

2 令第二百九条の二の二に規定する特定避難時間倒壊等防止建築物については、第七条、第十条の五及び第三十八条の規定は、適用しないことができる。

第九条から第十条の三まで (略)

(避難階における直通階段からの出口等)

第十条の四 (略)

一 及び二 (略)

三 道路に避難上有効に通ずる屋外に十分に開放された幅員二メートル以上の通路 (第三項において「屋外避難通路」という。)

(新設)

は、次の各号に掲げる通路の区分に応じ、当該各号に定めるものとすることができる。

一 三階又は地下二階以下の階を第九条第八号又は第九号(入所する者の寝室があるものに限る。)に掲げる用途に供する建築物に設ける通路 当該通路と屋内の他の部分とを間仕切壁又は法第二条第九号の二に定める防火設備で令第一百十二条第十八項第二号に定めるもの(居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた建築物の通路にあつては、当該防火設備又は同条第十一項ただし書に定める十分間防火設備)で区画すること。

二 三階又は地下二階以下の階を第九条第五号又は第九号(入所する者の寝室があるものを除く。)に掲げる用途に供する建築物に設ける通路 当該通路と屋内の他の部分とを間仕切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で令第一百十二条第十八項第二号に定めるもので区画すること。

3| 第一項に規定する特殊建築物で、避難階、避難階の直上階及び避難階の直下階におけるこれらの用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるものには、屋外への出口を避難上有効に二以上設けなければならない。

4| (現行のとおり)

第十条の四の二 三階を第九条第二号に掲げる用途に供する特殊建築物で、階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの(第八条第一項及び第三項に規定する建築物を除く。)については、第八条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「耐火構

2| 前項に規定する特殊建築物で、避難階、避難階の直上階及び避難階の直下階におけるこれらの用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるものには、屋外への出口を避難上有効に二以上設けなければならない。

3| (略)

(新設)

造の壁」とあるのは「間仕切壁」と、「法第二条第九号の二ロに定める防火設備」とあるのは「戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）」と読み替えるものとする。

(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)

第十条の五 (現行のとおり)

- 一 二階におけるこれらの用途に供する部分の床面積の合計が四百平方メートルを超える場合は、耐火建築物とし、かつ、これらの用途に供する部分をその他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は令第一百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画すること。
- 二 二階におけるこれらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える場合（前号の適用がある場合を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物とし、かつ、これらの用途に供する部分をその他の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに定める防火設備で令第一百十二条第十八項第二号に定めるもので区画すること。

2 次に掲げる基準に適合する建築物については、前項の規定は適用しない。

- 一 主要構造部が令第一百十条第一号に定める技術的基準に適合する建築物で、法第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの
- 二 外壁の開口部のうち令第一百十条の二各号に掲げるものに、令第一百九条に規定する防火設備（その構造が令第一百十条の三に定める技術的基準に適合するもので法第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大

(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)

第十条の五 (略)

- 一 二階におけるこれらの用途に供する部分の床面積の合計が四百平方メートルを超える場合は、耐火建築物とし、かつ、これらの用途に供する部分をその他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は令第一百十二条第十三項第二号に定める特定防火設備で区画すること。
- 二 二階におけるこれらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える場合（前号の適用がある場合を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物とし、かつ、これらの用途に供する部分をその他の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに定める防火設備で令第一百十二条第十三項第一号に定めるもので区画すること。

(新設)

臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けたもの

第十条の六から第二十条まで (現行のとおり)

(寄宿舎又は下宿の制限の緩和)

第二十一条 (現行のとおり)

一 令第百十二条第三項に規定する自動スプリンクラー設備等設置部分(以下「自動スプリンクラー設備等設置部分」という。)その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分

二 (現行のとおり)

2から8まで (現行のとおり)

第二十二条から第二十四条まで (現行のとおり)

(連続式店舗の構造)

第二十五条 (現行のとおり)

一 床面積の合計五百平方メートル(スプリンクラー設備等で自動式のものを設けた場合は、千平方メートル)以内ごとに耐火構造若しくは一時間準耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画すること。

二 (現行のとおり)

第二十六条から第二十八条まで (現行のとおり)

(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない自動車車庫等)

第二十九条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

第十条の六から第二十条まで (略)

(寄宿舎又は下宿の制限の緩和)

第二十一条 (略)

一 令第百十二条第二項に規定する自動スプリンクラー設備等設置部分(以下「自動スプリンクラー設備等設置部分」という。)その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分

二 (略)

2から8まで (略)

第二十二条から第二十四条まで (略)

(連続式店舗の構造)

第二十五条 (略)

一 床面積の合計五百平方メートル(スプリンクラー設備等で自動式のものを設けた場合は、千平方メートル)以内ごとに耐火構造若しくは一時間準耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十三項第二号に定める特定防火設備で区画すること。

二 (略)

第二十六条から第二十八条まで (略)

(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない自動車車庫等)

第二十九条 (略)

2 (略)

一及び二 (略)

三 主要構造部が耐火構造であり、かつ、自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画していること。

(他の用途部分との区画)

第三十条 前条の規定により耐火建築物としなければならない建築物は、自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない。

2 (現行のとおり)

第三十一条から第三十七条まで (現行のとおり)

(耐火建築物としなければならない公衆浴場)

第三十八条 公衆浴場の用に供する建築物は、耐火建築物とし、かつ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画しなくてはならない。ただし、平家建ての場合は、この限りでない。

2 次に掲げる基準に適合する建築物については、前項本文の規定は適用しない。

一 主要構造部が令第百十条第一号に定める技術的基準に適合する建築物で、法第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

二 外壁の開口部のうち令第百十条の二各号に掲げるものに、令第百九条に規定する防火設備(その構造が令第百十条の三に定める技術的基準に適合するもので、法第二十七条第一項の規定に基づき国土交通大

三 主要構造部が耐火構造であり、かつ、自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十三項第二号に定める特定防火設備で区画していること。

(他の用途部分との区画)

第三十条 前条の規定により耐火建築物としなければならない建築物は、自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十三項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない。

2 (略)

第三十一条から第三十七条まで (略)

(耐火建築物としなければならない公衆浴場)

第三十八条 公衆浴場の用に供する建築物は、耐火建築物とし、かつ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十三項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない。ただし、平家建ての場合は、この限りでない。

(新設)

臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けたもの

第三十九条及び第四十条 (現行のとおり)

(敷地と道路との関係)

第四十一条 (現行のとおり)

2 一の建築物内にある二以上の興行場等がそれぞれ耐火構造の床若しくは壁又は令~~第百十二条第十八項~~第二号に定める特定防火設備で区画され、かつ、それぞれの主要な出入口が他の道路に面する場合における前項の規定の適用については、同項中「客席の定員」とあるのは、「区画されたそれぞれの興行場等における客席の定員のうち最大のもの」とする。

3 (現行のとおり)

第四十二条から第四十八条まで (現行のとおり)

(客席とその他の部分との区画)

第四十九条 客席とその他の部分(舞台部を除く。)とは、耐火構造の床、準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二ロに定める防火設備で令~~第百十二条第十八項~~に定めるもので区画しなければならない。ただし、用途上やむを得ない場合は、当該防火設備に吸音材又は遮音材を張り付けることができる。

(舞台と舞台部の各室との区画等)

第五十条 舞台と舞台部の各室とは、準耐火構造の界壁又は法第二条第九号の二ロに定める防火設備で令~~第百十二条第十八項~~に定めるもので区画しなければならない。

第三十九条及び第四十条 (略)

(敷地と道路との関係)

第四十一条 (略)

2 一の建築物内にある二以上の興行場等がそれぞれ耐火構造の床若しくは壁又は令~~第百十二条第十三項~~第二号に定める特定防火設備で区画され、かつ、それぞれの主要な出入口が他の道路に面する場合における前項の規定の適用については、同項中「客席の定員」とあるのは、「区画されたそれぞれの興行場等における客席の定員のうち最大のもの」とする。

3 (略)

第四十二条から第四十八条まで (略)

(客席とその他の部分との区画)

第四十九条 客席とその他の部分(舞台部を除く。)とは、耐火構造の床、準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二ロに定める防火設備で令~~第百十二条第十三項~~に定めるもので区画しなければならない。ただし、用途上やむを得ない場合は、当該防火設備に吸音材又は遮音材を張り付けることができる。

(舞台と舞台部の各室との区画等)

第五十条 舞台と舞台部の各室とは、準耐火構造の界壁又は法第二条第九号の二ロに定める防火設備で令~~第百十二条第十三項~~に定めるもので区画しなければならない。

2 (現行のとおり)

(主階が避難階以外にある興行場等)

第五十一条 (現行のとおり)

一 耐火建築物とし、かつ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画すること。

二及び三 (現行のとおり)

四 主階を避難階から数えて五以上の階に設ける場合は、避難の用に供することができる屋上広場を設け、二以上の避難階段又は特別避難階段によりこれに通ずること。ただし、避難階に通ずる全ての階段を特別避難階段とした場合は、この限りでない。

第五十二条から第七十三条の八まで (現行のとおり)

(地下街と他の地下工作物等との区画)

第七十三条の九 地下街は、他の地下工作物及び建築物の地下の部分と、耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない。

(店舗に接する地下道及び出入口階段ホール)

第七十三条の十 地下街において、店舗の用途に供する地下の構え(その床面積の全ての合計が千平方メートル以下のものを除く。)に接する地下道は、その各部分から地上部分が見通せる構造の天井の開口部、出入口その他これらに類するものにより、地上に開放するものでなければならない。ただし、次の各号に該当する地下道の出入口の階段ホール(以下「出入口階段ホール」という。)を設ける場合は、この限りでない。

2 (略)

(主階が避難階以外にある興行場等)

第五十一条 (略)

一 耐火建築物とし、かつ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十三項第二号に定める特定防火設備で区画すること。

二及び三 (略)

四 主階を避難階から数えて五以上の階に設ける場合は、避難の用に供することができる屋上広場を設け、二以上の避難階段又は特別避難階段によりこれに通ずること。ただし、避難階に通ずるすべての階段を特別避難階段とした場合は、この限りでない。

第五十二条から第七十三条の八まで (略)

(地下街と他の地下工作物等との区画)

第七十三条の九 地下街は、他の地下工作物及び建築物の地下の部分と、耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十三項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない。

(店舗に接する地下道及び出入口階段ホール)

第七十三条の十 地下街において、店舗の用途に供する地下の構え(その床面積のすべての合計が千平方メートル以下のものを除く。)に接する地下道は、その各部分から地上部分が見通せる構造の天井の開口部、出入口その他これらに類するものにより、地上に開放するものでなければならない。ただし、次の各号に該当する地下道の出入口の階段ホール(以下「出入口階段ホール」という。)を設ける場合は、この限りでない。

一から五まで (現行のとおり)

六 建築物内又は建築物に接して設ける場合は、当該建築物の他の部分又は当該接する建築物と耐火構造の床若しくは壁又は令第百二十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画されていること。

2 二以上の層の各地下道に通ずる出入口階段ホールで、火災が発生した場合に、令第百二十二条第十八項第二号に定める特定防火設備の閉鎖により地下の各層専用の避難経路(耐火構造の床若しくは壁又は同号に定める特定防火設備で他の部分と区画されているものに限る。)を形成することができる構造となつてゐるものの直通階段については、第七十三条の五第四号及び第七十三条の六(令第百二十八条の三第五項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第七十三条の十一から第七十三条の十五まで (現行のとおり)
(建築物の地下の部分と地下道等との区画)

第七十三条の十六 建築物の地下の部分は、当該建築物の地下の部分が接する地下道及び他の建築物の地下の部分と、耐火構造の床若しくは壁又は令第百二十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない。

(階段ホールの設置)

第七十三条の十七 (現行のとおり)

一 階段ホールとこれに接する建築物の他の部分とは、耐火構造の床若しくは壁又は令第百二十二条第十八項第二号に定める特定防火設備で区画されていること。

二及び三 (現行のとおり)

一から五まで (略)

六 建築物内又は建築物に接して設ける場合は、当該建築物の他の部分又は当該接する建築物と耐火構造の床若しくは壁又は令第百二十二条第十三項第二号に定める特定防火設備で区画されていること。

2 二以上の層の各地下道に通ずる出入口階段ホールで、火災が発生した場合に、令第百二十二条第十三項第二号に定める特定防火設備の閉鎖により地下の各層専用の避難経路(耐火構造の床若しくは壁又は同号に定める特定防火設備で他の部分と区画されているものに限る。)を形成することができる構造となつてゐるものの直通階段については、第七十三条の五第四号及び第七十三条の六(令第百二十八条の三第五項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第七十三条の十一から第七十三条の十五まで (略)
(建築物の地下の部分と地下道等との区画)

第七十三条の十六 建築物の地下の部分は、当該建築物の地下の部分が接する地下道及び他の建築物の地下の部分と、耐火構造の床若しくは壁又は令第百二十二条第十三項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない。

(階段ホールの設置)

第七十三条の十七 (略)

一 階段ホールとこれに接する建築物の他の部分とは、耐火構造の床若しくは壁又は令第百二十二条第十三項第二号に定める特定防火設備で区画されていること。

二及び三 (略)

四 第二号の直通階段の蹴上げの寸法は十八センチメートル以下であり、踏面の寸法は二十六センチメートル以上であること。

2 (現行のとおり)

第七十三条の十八から第七十三条の二十まで (現行のとおり)

(耐火構造等を貫通する建築設備)

第七十四条 この条例の規定(第三章の規定を除く。)により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床又は壁(外壁を除く。)を管又は風道が貫通する場合は、令第百十二条第十九項又は第二十項の規定に適合する構造としなければならない。この場合において、第八条の規定により区画する耐火構造の壁を貫通する風道に設ける防火設備は、令第百十二条第十項の規定により防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法によらなければならない。

第七十五条から第八十二条まで (現行のとおり)

第八十三条 第二条(第三項を除く。)、第三条第一項、第三条の二、第四条第一項、第五条、第七条から第七条の三まで、第八条第一項(同条第三項又は第十条の四の二において準用する場合を含む。)、第八条の九から第八条の十七まで、第十条(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十条の二第一項(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十条の三(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十条の四、第十条の五第一項、第十条の七、第十条の八、第十一条第一項、第十一条の二から第十一条の四まで、第十二条、第十三条、第十四条(第三項を除く。)、第十五条、第十六条(第七十三条第一項において準用する場合を含む。)、第十七条(第七十三条第一項において準

四 第二号の直通階段のけあげの寸法は十八センチメートル以下であり、踏面の寸法は二十六センチメートル以上であること。

2 (略)

第七十三条の十八から第七十三条の二十まで (略)

(耐火構造等を貫通する建築設備)

第七十四条 この条例の規定(第三章の規定を除く。)により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床又は壁(外壁を除く。)を管又は風道が貫通する場合は、令第百十二条第十四項又は第十五項の規定に適合する構造としなければならない。この場合において、第八条の規定により区画する耐火構造の壁を貫通する風道に設ける防火設備は、令第百十二条第九項の規定により防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法によらなければならない。

第七十五条から第八十二条まで (略)

第八十三条 第二条(第三項を除く。)、第三条第一項、第三条の二、第四条第一項、第五条、第七条から第七条の三まで、第八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第八条の九から第八条の十七まで、第十条(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十条の二第一項(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十条の三(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十条の四、第十条の五、第十条の七、第十条の八、第十一条第一項、第十一条の二から第十一条の四まで、第十二条、第十三条、第十四条(第三項を除く。)、第十五条、第十六条(第七十三条第一項において準用する場合を含む。)、第十七条(第七十三条第一項において準用する場合を含む。)、第十八条

用する場合を含む。)、第十八条第一項(第七十三條第一項において準用する場合を含む。)、若しくは第二項(第七十三條第一項において準用する場合を含む。)、第十九条第一項(第三十七條又は第七十三條第一項において準用する場合を含む。)、若しくは第二項(第三十七條又は第七十三條第一項において準用する場合を含む。)、第二十条第一項(第七十三條第一項において準用する場合を含む。)、第二項(第七十三條第一項において準用する場合を含む。)、若しくは第三項(第七十三條第一項において準用する場合を含む。)、第二十二條から第二十六條まで、第二十七條(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)、第二十八條(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)、第二十九條、第三十條、第三十一條(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)、第三十二條(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)、第三十三條第一項、第三十八條第一項、第三十九條、第四十一條第一項、第四十二條第一項、第四十三條から第四十七條まで、第四十八條(第二項を除く。)、第四十九條から第五十一條まで、第七十二條(第七十三條第二項において準用する場合を含む。)、第七十三條の三、第七十三條の六(第七十三條の十八において準用する場合に限る。)、第七十三條の八(第七十三條の十九第三項において準用する場合に限る。)、第七十三條の九、第七十三條の十第一項(第七十三條の十八において準用する場合を含む。)、第七十三條の十一(第七十三條の十八において準用する場合を含む。)、第七十三條の十二から第七十三條の十六まで、第七十三條の十七第一項、第七十三條の十九(第三項を除く。)、第七十四條、第七十五條、第七十八條、第八十條又は第八十一條の規定に違反した建築物又は建築設備の

第一項(第七十三條第一項において準用する場合を含む。)、若しくは第二項(第七十三條第一項において準用する場合を含む。)、第十九条第一項(第三十七條又は第七十三條第一項において準用する場合を含む。)、若しくは第二項(第三十七條又は第七十三條第一項において準用する場合を含む。)、第二十条第一項(第七十三條第一項において準用する場合を含む。)、第二項(第七十三條第一項において準用する場合を含む。)、若しくは第三項(第七十三條第一項において準用する場合を含む。)、第二十二條から第二十六條まで、第二十七條(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)、第二十八條(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)、第二十九條、第三十條、第三十一條(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)、第三十二條(第三十三條第二項において準用する場合を含む。)、第三十三條第一項、第三十八條、第三十九條、第四十一條第一項、第四十二條第一項、第四十三條から第四十七條まで、第四十八條(第二項を除く。)、第四十九條から第五十一條まで、第七十二條(第七十三條第二項において準用する場合を含む。)、第七十三條の三、第七十三條の六(第七十三條の十八において準用する場合に限る。)、第七十三條の八(第七十三條の十九第三項において準用する場合に限る。)、第七十三條の九、第七十三條の十第一項(第七十三條の十八において準用する場合を含む。)、第七十三條の十一(第七十三條の十八において準用する場合を含む。)、第七十三條の十二から第七十三條の十六まで、第七十三條の十七第一項、第七十三條の十九(第三項を除く。)、第七十四條、第七十五條、第七十八條、第八十條又は第八十一條の規定に違反した建築物又は建築設備の設計者(設計図書を用いなくて

設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合は、その建築物又は建築設備の施工者）は、二十万円以下の罰金に処する。

2から4まで（現行のとおり）

工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合は、その建築物又は建築設備の施工者）は、二十万円以下の罰金に処する。

2から4まで（略）